



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ジーエルサイエンス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 森 憲 司
(コード番号：7705 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 高橋 良 彰
(T E L 03-5323-6633)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 42 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 4 条)
- (2) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、同法附則第 6 条第 1 項の規定により廃止されたものとみなされている当会社株式に係る株券を発行する旨の定めを削除するとともに、株券の不発行、実質株主に係る規定の変更を行い、併せて一部字句の修正、条数の変更等、その他の所要の変更を行うものであります。(現行第 8 条、変更案第 9 条乃至第 10 条、第 11 条、附則)

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 23 日 (予定)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第 9 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株券の種類、ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 前項にかかわらず必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>第 8 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 前項にかかわらず必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登</p>

録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(以下、条数繰り上げる)

附 則

(株券喪失登録簿)

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(附則の取扱い)

第2条 前条および本条は、平成 22 年1月5日まで有効とし、平成 22 年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。